

自治退当面の活動方針（2023年度）

はじめに

社会・経済の変化に対応する社会保障に

市民と行政が長い時間をかけて作り上げ維持してきた社会保障制度は、その時代に作り出した富をすべての人の暮らしが成り立つよう社会的に再分配する仕組みです。日本は2040年頃まで高齢者が増え続けて、人類が経験したことのない高齢者比率をもち、かつその下の年齢にある人口＝働き手が減少する国に変わりつつあります。持続可能な経済・財政、子ども・子育て支援と健全な雇用創出、社会保障をまかなえる財源確保、のどれが欠けても私たちと子・孫・ひ孫世代の生活は困難を迎えます。また、いわゆる引きこもり問題など、社会から取り残される人を作り出さないための社会的支援態勢が求められています。社会保障の機能強化のため全ての社会構成員が知恵と力を合わせるべき時です。とりわけ政府には事実を直視して後れを取らない政策を展開する責任があります。

地球環境変動を防ぎ、感染症に耐えうる社会に

この数年日本では相次ぐ自然災害とコロナ禍で社会と経済が痛めつけられてきました。これらは世界共通の災厄でもあります。人類は、限りある地球資源を大切に使いつつ他の生物と共に、自然と共生する中でしか生き続けられません。

災害を引き起こしつつある気候変動は、産業革命以降に人類が化石燃料を燃やして放出してきたCO₂と、進行する温暖化により自然界の凍結メタンが解凍されて大気中に放出されつつあることが原因とされています。「先進国」が資源を収奪し、地球環境を破壊し、他の国・地域に矛盾・汚染を転嫁することで成り立たせてきた経済は限界を超えて、もう続けられないところまで来ています。

また、新感染症の多くは、人類がひき起こした自然環境の変化により人と病原体との新たな接触が生まれたことに原因があるとされます。加えて今次コロナ禍は各国・地域の公衆衛生システム整備の遅れ、感染症に対応する公的機関・資源の不足が被害を大きくしました。今後も収束までに一定の期間かかると見なければならず、特に経済力の弱い国・地域・市民への打撃が心配されます。

コロナ禍で顕在化、増幅されたDV、虐待、外国人やLGBTQ（性の多様性）であることを理由とするヘイトスピーチ・クライム、女性・非正規労働者の切り捨てなどの人権問題は感染予防・治療と並んで今すぐ解決すべき課題です。

こうした地球規模の危機の進行と並行するかのようになり、世界各地に人としての尊厳を圧殺する強権国家が増え、民主主義を求める自国民や少数民族を抑圧しています。ロシア・プーチン政権に至っては国連安保理常任理事国でありながらジョージアに続いてウクライナ侵攻を強行するに至りました。これは国際法を無視した許しがたい暴挙です。ロシア軍のミサイル攻撃は住宅や学校、商業施設などへ及び多くの民間人や子どもの死傷者が出ています。即時停戦と平和回復が強く求められます。

地球環境変動・気候危機をせき止め、感染症に耐えうる社会、人の尊厳が守られる地球を作るために、個人・地域・企業・国家それぞれが国境を越えて連帯して、具体的な行動を強めるべきときです。

社会保障と民主主義を破壊する政権の暴走を許さない

安倍・菅内閣を通じて自公政権は一貫して「今だけ・金だけ・自分だけ」を物差しにした政治を行ってきました。選挙前には見せかけの低姿勢を装い、選挙後には強権的に社会保障を抑制し国家主義への回帰をめざす反動諸立法の強行を繰り返してきました。

また、日銀に国債と株の大量買い支えを続けさせ、深刻な金融危機の種をまいています。

加えて「森友学園」「加計学園」「桜を見る会」等にみられる行政の私物化、組織的公文書改ざん・廃棄など、忖度による側近政治が横行してきました。

戦後の永い間の保守政権が、まがりなりにも維持してきた民主的合意形成の配慮、節度は安倍・菅自公政権からは失われてきました。

菅政権は与党内部事情により21年10月に退陣し、後継として岸田政権が発足しました。その下で実施された総選挙では、自民党が単独絶対安定多数を獲得、与党と改憲に積極的な維新と合計すれば改憲発議に必要な3分の2を大きく超える結果になりました。岸田氏は自民党総裁選の過程では前政権とはやや異なる主張もしましたが、その後の行動は安倍・菅氏の忠実な後継者であることを示しています。

私たちは、市民の生活基盤である社会保障の維持強化を求めます。私たちは、日本を戦争する国に転換させることを拒否します。改憲策動、強権支配社会を許さず、人権・民主的合意に基づく節度ある社会を求めます。

こうした立場から、私たちは7月の第26回参議院議員選挙を重視して、自治労と共に取り組みました。7月10日の投票では、残念ながら私たちが求めた結果を得ることができず、自民党が改選議席の過半数63、公明党が13議席で与党過半数となりました。また、維新の会は比例票で立憲民主党を上回り改選議席倍増の12を獲得しました。野党は立憲民主党が17（選挙区10、比例7）、国民民主が5、社会民主が1、共産党4、れいわ3などの結果となり、野党の後退が顕著な結果となりました。様々な角度から

総括が必要ですが、数字を見る限り過去の選挙で力を発揮した「一人区での候補者一本化」が今回大きく後退したことが最大の敗因と思われます。関係者で真剣な総括を行い今後に向けた方向性を検討すべきです。

自治退が取り組んだ結果は次の通りで、全体の退潮の中にあっても踏みとどまり、次への展望に結びつきました。

比 例	鬼木 誠	新・当選（組織内）
選挙区	伊波 洋一（沖縄）	現・当選（組織内）
	杉尾 ひでや（長野）	現・当選（政策協力）
	白井 けいこ（群馬）	新・落選（組織内）
	宮沢 ゆか（山梨）	現・落選（政策協力）

今回の選挙結果では、与党以外にも改憲に積極的な政党がいることから、議席数としては衆参ともに改憲発議に要する2/3を大きく上回っています。護憲のためにはより一層決意を固めた取り組みが必要となりました。

また、200万余票を集票した右翼的な政党の出現により、政治の一層の右傾化も心配されます。

1. 社会保障の充実・公正な税制をめざします

私たちは、社会保障の充実と公正な税制について次のことを求めて活動します

- (1) 日本で生活する全ての人に憲法第25条に定める生存権を保障する。
- (2) 社会保障の基盤をなす雇用・賃金の改善と子育ての社会化・次世代育成支援施策を充実する。
- (3) 社会保障の財源を恒常的に国債依存することをやめ、基幹三税を軸とする適切な税負担と、能力に応じた社会保険料負担により確保する。
- (4) 社会保障諸制度の応能負担は保険料算定段階のものとし、給付を受ける段階では低所得者に対する減免を前提に、自己負担割合に差を設けない制度とする。
- (5) 生活できる所得を保障する水準で、かつ将来にわたって安定した年金制度とする。
- (6) 医療・介護が切れ目なく連携したサービス提供体制を作るため、地域包括ケアネットワークを整備する。
- (7) 必要な時十分な医療を受けられる公的国民皆保険制度を維持発展させるとともに、質の高い医療提供体制を整備する。

- (8) 感染症に対応できる公衆衛生システムを整備充実するとともにそれを担う人材の育成・確保を図る。
- (9) 人間の尊厳を守り、介護の社会化を実現する介護保険制度を実現発展させる。被介護者・介護者双方の権利を保障する制度とする。
- (10) 健康で文化的な生活を保障するに足る生活保護基準とし、申請権をはじめ受給者の権利を侵害しない法運用をする。
- (11) 住まいの保障を社会保障の一環に位置づけ、生存権の一つとしての居住権を確立する。
- (12) 個人情報のデジタルシステム化に当たっては次のことを大前提とする。
- ① 集積された情報は社会保障制度のサービス向上・運営の効率化のためのみ利活用し、国民監視・統制、営利目的に利用しない
 - ② 本人の自己情報コントロール権を保障する
 - ③ 外部からの侵入・改ざんを防止する
 - ④ 顔認証を伴うマイナンバーカードの取得強要を行わないこと
 - ⑤ 「デジタル社会形成を目指す関連諸法」を根本的に見直すこと
- (13) 税 制
- ① 高額所得者を優遇する消費税軽減税率を廃止し、最低限の基礎的消費にかかる消費税負担分を給付する「消費税還付制度」または「給付付き税額控除」を導入する。
 - ② 個人所得税では金融所得を総合課税化して所得を正確に反映した課税とする。
 - ③ 返品競争・地元納税ボイコットで歪められた「ふるさと納税」の廃止をめざす。
 - ④ コロナ禍対策を含む途上国の貧困・疾病・格差解消等に充てる財源として国際間の金融取引等に課税する国際連帯税を創設する。

以上の課題を実現するための22年度の統一要求は、厚生労働大臣・財務大臣・国土交通大臣等に対しては退職者連合要求（別添1）に統一し、総務大臣に対する地公退統一要求を付加して全体要求とします。

<2022年度政策・制度要求（退職者連合）> 別添1

<2022年度地公退統一要求> 別添2

社会保障制度・税制の経過と情勢

(1) 社会保障と政権

安倍・菅政権は、市場原理主義者の意見を基礎に、経済財政諮問会議・規制改革推進会議、全世代型社会保障検討会議などを用いて社会保障抑制政策を続けてきた。その結果、社会的・経済的格差が拡大するとともに国内の消費不足をもたらし、少子化・人口減少が進行し、公的債務が拡大し続け、経済は成長力を失いつつある。

他方、これまで蓄積してきた社会保障の理念と制度・財政は、政権によって一部蝕まれつつあるとはいえ、市民の財産として私たちの生活の基盤であり続けており、その機能強化が不可欠である。

岸田政権の下で全世代型社会保障検討会議から改組された「全世代型社会保障構築会議」とその下部機構である「公的価格評価検討委員会」は、発足早々看護・介護・障害福祉・保育・幼児教育等の従事者の処遇改善を提言するなど新たな動向も示している。幻想は持たずかつ可能性を否定せず、要求実現に結び付ける取り組みを進める。

(2) 雇用・子ども子育て

退職者の多くは雇用・子育ての当事者ではないが、子や孫・ひ孫に安定した生活とそれを支える社会保障制度を引き継ぎたいと願っている。また私たち高齢者の社会保障給付は現役労働者からの社会化された仕送りで支えられており、その雇用と賃金が給付水準を決めている。

私たちは、現役世代の健全な雇用拡大と、更に次の社会を担う子ども子育て支援策充実のため退職者として可能な方法で連帯する。その一つとして、既存の社会保険で小規模の保険料上積みをしてそれを原資として子ども基金を設けるという提言を積極的に受け止める。

(3) 年金

① 年金制度は退職者の経済的生活基盤であると同時に、消費を生み出し地域間格差を埋めるいわば経済的灌漑装置でもある。

現在の年金制度は過去のセンセーショナルな「抜本改革」議論に決着をつけ、安定性と信頼性をもって運営されている。今後も独善に基づく制度破壊・歪曲論は排除しなければならない。しかし、年金は社会・経済という海に浮かぶ船に例えられる制度である以上、海の安定が不可欠である。社会・経済の安定と一体で年金制度の充実・改善を求める。

② 直近の制度見直しとしては、2020年5月に2019年財政検証結果に基づく法改正が可決され、22年から順次施行されつつある。これにより、私たちが求めていた課題は一定の前進をしたが不十分さも残った。具体的には、「短時間労働者の社会保険加入拡大（企業規模要件を段階的に501人から51人へ）」、「高

齢期の就労と年金受給の在り方（繰り下げ受給年齢上限を70歳→75歳に引き上げ、在職老齢年金制度改革、65歳以上就労者の年金額定時改定など）」が前進した。しかし加入拡大に関しては人件費である保険料負担を嫌う経営者団体の抵抗により対象企業規模要件が撤廃に至らなかった。また、「基礎年金被保険者期間延長」は実施に伴って給付額が増えるため、その国庫負担が1/2のままでは財源を用意できないとして財務省が抵抗し、実現できなかった。

次期改定に向けては、24年財政検証・25年法案提出が予定されており、現在これに向けて20年5月の法改定時に附則や付帯決議として示された宿題を中心に検討が進められている。次期制度改定メニューは24年財政検証時のオプション試算項目として提起される。残された課題の速やかな実現を求めて引き続き取り組む。

「マクロ経済スライドの名目下限見直し」についても、次期改定時の検討課題になると思われる。この制度は、将来受給世代の年金水準の低下を防ぐため現受給世代への給付を一定期間抑制する趣旨で作られた。今後の政府の検討動向を注視し討議を深める。

- ③ 厚生年金積立金を運用するGPIF（年金積立金管理運営独立行政法人）は、国内株式発行額の約8%を保有する巨大な機関投資家である。一部独自運用を行っている共済組合と共に、法が定める被保険者の利益のために、署名済の「責任投資原則」に基づき、長期的視点で運用目標を達成することが任務である。政権・与党議員の一部にはこれらの資金を株価操作に用いる「官製相場」づくりや、頻繁な売買で金融業界の手数料稼ぎの種にすることを目論むものもいるが、被保険者の利益を損なう策動は厳しく斥けねばならない。
- ④ コロナ禍を契機とする株価の乱高下が年金給付にダメージを与えるとの言説があるが、年金積立金は長期運用を基本としており、かつ年金給付の約9割は国庫（税）負担と保険料収入で賄われているため、積立金運用結果が短期的に年金給付に直接影響することはほぼ無い。

年金財政は健全な雇用による多数の被保険者によって安定し、年金額は賃上げによって充実するので、コロナ禍による雇用と賃金の悪化を防ぐ運動に全力を集中することが求められる。

- ⑤ 2022年度の年金額改定（6月支給分から）は昨年度比0.4%引き下げとなった。参考とされた指標は a. 物価変動率：▲0.2% b. 名目手取り賃金変動率：▲0.4% c. マクロ経済スライド調整率：▲0.3%だった。今期はb. がマイナスでかつb. がa. を下回るので、b. を用いて改定された。マクロ経済スライド▲0.3%は年金改定率がマイナスだったので今次改定では実施せず、翌年度以降に繰り越しとされた。

(4) 地域包括ケアネットワーク、医療・介護保険

① 地域包括ケアネットワーク

日本は世界が体験したことの無い高齢社会を迎え、分立してきた医療と介護を病院・施設・在宅の切れ目のないサービスに体系化した地域包括ケアのネットワークとして結び合わせることが不可欠になっている。

医療・介護に関する過去の諸計画ではサービス圧縮が強調されてきたが、次期は患者・利用者本位でサービスを充実させるため、医療に関する構想・計画（2024年から29年までの第8次医療計画など）と介護に関する諸計画（2024年から26年までの第9期介護保険事業（支援）計画など）を医療介護総合確保推進法が求める「質の高い医療提供体制と医療介護連携」という共通の目的に沿って策定させなければならない。

② 医療・介護保険における応能負担

医療・介護保険給付時の応能負担増が、政府の関係機関から提起され続けている。

直近では後期高齢者医療制度について、支援金の増加で生じる医療保険料事業主負担増を嫌う経営者団体が主張する「患者自己負担割合を基準1割から基準2割に引き上げる」ことが焦点になった。2021年の第204国会では「従来からの基準1割と現役並み所得者の3割との間に“一定以上所得のある者に新たに2割負担を導入”して3段階とする」法案が可決され、新設2割負担対象者の範囲は政令に委ねるとされた。財界は政令で低い所得層まで広げるよう主張したが、最終的には選択肢のうちの中位区分所得者とされ、かつ3ヵ年間の経過的軽減が付けられて22年10月施行とされた。

介護保険についても「原則1割負担を2割に変える」ことが執拗に提起され続けている。

医療・介護保険とも現行制度では所得に応じた給付段階の負担割合調整が行われておりこれを変えることは容易ではない。しかし私たちは改めて「社会保障における応能負担は財源調達面に限るのであり、リスクに直面してニーズが顕在化し給付を受ける段階で自己負担率に差を設けることは社会保障の理念にそぐわない（1962年：社会保障制度審議会）」という考え方に立ち返り、「応能負担は保険料算定段階のものとし、給付を受ける段階では低所得者に対する減免を前提に、自己負担割合に差を設けない制度とする」ことをめざす。

当面、給付段階の負担割合調整（窓口負担割合のランク付け）が続いている間は、受診・受療・利用を断念せざるを得ない患者・利用者を生まない負担水準にとどめること、政令に委ねられている負担割合を変更しようとする場合は当事者・国会等と十分に協議し合意を得るべきことを求める。

また現在、窓口負担割合を決める基準の大半は所得とされているが、これに金融資産＝預貯金を加える主張が執拗に続いている。これは上記の基本の考え

と公平性に照らせば、「所得に加え、現預金・貴金属・不動産・宝飾品・美術品等換金性のある全ての資産を正確に把握して保険料の算定・賦課の基礎とする」ことの是非を検討すべき課題であることを指摘する。

③ コロナ禍と公衆衛生システム

この間日本政府は、我が国公衆衛生の最大テーマであった結核が戦後減少したことを契機に「医療の効率化」を口実にして「予め備える公衆衛生システム」を弱体化させてきた。この結果今次のコロナ禍では、医療・保健・福祉従事者たちは、システムの不備、限られた予算・人員の中で献身的に対策に従事したが、一時期は心身の限界を超えたと言われた。他方、緊急施策として関係者が速やかな実施を期待した「持続化給付金」の支給事務等が、経産省主導で実体の曖昧な団体に委託され、電通・竹中平蔵氏が関与するパソナなどの中抜きを経て再々委託された。また、二人の経産省キャリア職員の給付金詐取が報じられた。これら、国民の期待、従事者の苦闘の対極で施策を食い物にした政・官・業一体の腐敗は永く記憶されねばならない。

ウイルスとの闘いはまだ継続中であり、保健所や衛生研究所の機能強化に向け、人員や予算の確保を要求するとともに施策の体系性と優先順位を明らかにして取り組みを継続する。

④ 第9期介護保険事業（支援）計画

各自治体では、第8期介護保険事業（支援）計画を執行しながら、第9期計画（24～26年）の策定作業に入っている。介護保険制度は制度発足から20年余を経て、高齢人口増加と潜在需要の顕在化により、利用人員と給付費が急増しつつある。これは制度需要の大きさ・有効性を立証しているが、裏付ける財源の側面からは＜保険料（50%）・公費（50%）＞の増を意味する。この負担を嫌う財政当局、規制改革推進会議、経済財政諮問会議等は骨太方針とその工程表をもとにさらに抑制攻撃を強めると思われる。これをはね返して第9次計画を制度の機能強化とその財源確保を目指すものにするよう取り組む。

⑤ 人材確保と岸田政権新動向

看護師・障害福祉や介護・幼児教育に携わる者の賃金水準は他の職種に比して低く、これまでも数次にわたる報酬加算で改善が図られてきたが十分ではなく私たちはその改善を求めてきた。

岸田政権は先述の「公的価格評価検討委員会」が提言した看護・介護・障害福祉・保育・幼児教育等の従事者の処遇改善について、先ず21年度補正予算に計上、22年秋には報酬改定で裏打ちをする方向で作業をしている。過去の報酬加算が経営者の方針によっては該当労働者に届かなかったため、その対策を含めて議論されている。これらの賃金単価を引き上げても、短時間労働者が勤務する職場では、配偶者の扶養の範囲内（年収130万円）で働く者に引き上げ

の効果は及びにくく、逆に勤務時間を減らす調整や新たな職員確保が必要となる場合がある。配偶者の勤務を制約する「130万円の壁」の解消と社会保険の加入要件の撤廃による「労働者皆保険」の実現に向けた検討が必要である。

サービス給付改善や職員処遇改善を実施するためには介護報酬改善が不可欠だが、それは保険料の引き上げ・利用者の一部負担金に反映する。現行の保険料負担者<第1号被保険者(65歳以上)+第2号被保険者(40~64歳)>では限界があるため、負担と給付の見直しが再度検討対象になると思われる。私たちは、医療保険の被保険者全てを介護保険の被保険者にして薄く長く保険料を負担することにより制度安定・財源確保することを要求して取り組む。

⑥ 規制改革推進会議の介入

規制改革推進会議は「DXによる生産性向上」等で職員配置・施設基準を切り下げる実証実験を促している。すでに、22年2月から介護施設の介護職員配置基準「3:1」の見直し、ICTや介護ロボットを活用した「4:1」基準への見直しの実証実験を開始し、23年春にも検証結果を社会保障審議会に報告して引き下げを検討するとしている。

利用者の権利を守り従事者の負担を減らすために技術や機器を活用することは不可欠だが、この対極にある経費削減を自己目的化した基準切り下げは許せない。

(5) 生活保護

① 運用改善

厚労省はコロナ禍の最中である20年末、ウェブサイト「生活保護の申請は国民の権利です」と積極的な利用を呼び掛けるメッセージを掲載するとともに、各自治体に対して弾力的な要否判定を求める通知を発出した。年末年始に社会不安を起こさないための臨時的方策だったとみられるが、従前の脱法のおそれがあった保護申請水際拒否から一転して当然の法理を述べたこのメッセージは法の趣旨に適う妥当なものである。コロナ禍への一時的対応にとどめず、定着させなければならない。

② 基準切り下げ

政府は過去数次にわたって、5年周期で実施される全国消費実態調査データをもとに生活扶助基準を検証し、「低所得階層」の所得が下がったことを理由に切り下げを繰り返して来た。この方式が踏襲されれば、22年データにより23年度にも基準再切り下げが危惧される。憲法が求める健康で文化的な生活と相いれない「劣等処遇原則」の考え方で社会保障給付費の約3%に過ぎない保護費をこれ以上切り下げさせてはならない。(これまで7件が基準引き下げ適法、3件が違法判決)

③ 医療保険加入

この間、財政審や識者から受給者の医療保険加入を推進すべしとする意見が提起されている。生活保護受給者が普遍制度に加入・活用することは介護保険の経験からみても妥当と思われる。税による負担を医療保険に転嫁することは論外だが、必要な医療給付を差別なくかつ合理的支払い審査の下で行うことを求める。

(6) 住まいの保障

多くの国で社会保障の一環に位置付けられてきた「住宅」は、我が国では戦後の持ち家政策基軸の下で市場に委ねられてきた。その結果居住の貧困・格差が深刻化する一方、地域によっては空き家の急増が社会問題化している。憲法による生存権保障の一環として居住権を保障して、人々が適切な価格・広さ・場所の住宅を得られる施策体系を求める。

(7) デジタル化

道具は使う者の目的と使い方で凶器にも利器にもなる。

2020年9月に作業を開始し第204国会に提案された「デジタル社会形成をめざす関連諸法」は衆参両院で多数の付帯決議を付け、慌ただしく可決された。

(DX=Digital Transformation: Xは英語圏でのTransの略記)

集積される個人情報に正しく管理され社会保障制度運営の効率化・サービス向上に用いられるなら市民生活に役立つ。その場合でも貧富の差により生じる情報端末・機器を入手・操作する機会の格差、加齢や障害などによるシステムからの排除があると深刻な権利侵害が引き起こされる。しかし自公政権の主目的は特定秘密保護法・共謀罪等とリンクさせて国家権力による国民の監視・統制に用いることにあると思われ、進行すれば個人・団体の思想・行動・人のつながり全てをデジタルで瞬時に把握できる恐怖社会を招く。

また、法はその目的に「国際競争力を高める」ことをうたっており、集積された個人情報を営利事業者に利用させて新産業を起こすことも目指している。個人情報について、自己情報コントロール権と自治体の独自性を否定し、国家目標と企業利潤のために集積情報を自由に利用することは許せない。

デジタルシステム管理者は、悪意ある「侵入・改ざん・さらし」や事故に対して最大限の防御をすべきことは当然だが、最先進国の軍事システムでさえ侵入事例が報告されているように国内外からの攻撃や災害に対して完全な防御は至難である。共通指標で作られた一極集中の巨大システムは個人と社会を重大な危険にさらす。また、顔認証を伴うマイナンバーカードの取得強要に向かっているが、今次法には顔認証の用途を規制する条文はない。国際基準から大きく遅れた内容でコロナ禍の混乱のなかで制定された法は根本的に見直すべきである。

(8) マイナンバー制度とカード

「税・社会保障共通番号」法により、2015年10月からマイナンバーが各人に通知された後、申請した市民に個人番号カードが交付されている。2016年1月からは社会保障・税・災害対策手続きに番号利用が開始された。2017年から国の行政機関の間や自治体を含めた情報の連携、2018年からは銀行預金への適用（マイナンバー届出は任意）が開始されている。また、現在、経済財政諮問会議において、健康保険証をマイナンバーカードに置き換える議論が行われている。

政府とその関係機関が収集した個人情報に厳格に保護されなければならない、犯罪者の攻撃に備えた侵入・漏えい防止のための体制とルールが確立されていなければならない。

これまで自治体は「マイナンバー」について、国民統治を優先する現政権下では、個人情報保護が軽視されることを指摘し、マイナンバーの機能拡大は抑制的に取り扱うべきと主張してきた。

政府は2020年にコロナ対策特別定額給付金支給手続きにマイナンバーカードを利用することで取得拡大を目論んだが、実務で大混乱となり、皮肉にも最も国民生活に必要な危機管理の場面で機能しないという失態を演じた。マイナンバーの持つ危険性を認識し、厳格な個人情報の保護、利用目的の明確化のうえ、カード取得を強要しないよう引き続き主張する。

(9) 税制・財政

① 社会保障と税財政

この間の我が国の税財政は、「税を集めないで国債に依存する→国債を市場で消化できない→日銀に引き受けさせる」ことを続けている。その先には、歴史の教訓ではインフレが起こり、政府・日銀の失敗を消費者、預金者、保険・年金受給権者が肩代わりさせられる可能性が大きい。

税は社会保険料と並んで、社会保障を支える基本的財源である。我が国の現在の国税は所得税・法人税・消費税を基幹三税としている。民主党政権時に消費税率を二段階で10%に引き上げて社会保障の機能強化を図る「税と社会保障の一体改革」が三党合意された。これにより、社会保障給付を含む国家財政を国債に依存してきた状況を変え、プライマリーバランス（PB＝社会保障や公共事業をはじめ様々な行政サービスを提供するための政策的経費を、税収等で賄っているかどうかを示す指標）の黒字化目標が合意された。いわば「給付先行型社会保障」を給付負担均衡型、給付改善型に近づけつつ「国債発散（債務が雪だるま式に拡大し抑制が利かなくなる事態）」を回避する方向が示された。

② 消費税と自公政権

しかし、安倍政権は第一段階の3%消費税率改定は三党合意の時期に実施したものの第二段階の2%は数次にわたり選挙対策の道具に用いて延期し、2019年10月に至って問題だらけの軽減税率（公平・簡素・中立の三原則すべてに反

する上、消費絶対額が大きい高額所得者を優遇する構造)と抱き合わせでようやく実施した。その結果、防衛費などの社会保障以外の歳出膨張と相まって累積国債発行額は急増し続けている。これは18年末の財政審建議さえ指摘したように、「平成期間中の法人税と所得税の減税累積額と、消費税創設以降の累積税収とが相殺」された税制に大きな原因がある。

③ 法人税

国境を越えた野蛮な資本主義が求める法人税引き下げ要求に屈して、日本を含む各国が競って引き下げた結果、企業の社会的責任が放棄されつつある。しかも多くの法人が多国籍であること、恒久施設によらないデジタル事業であることなどを利用して租税を回避してきた。また、実物経済貿易規模の100倍とも言われる国際金融取引は膨大な利益を上げているにもかかわらず、正しく捕捉されず国境課税はされていない。

かねてから私たちは退職者連合と共に法人税の引き下げ競争に終止符を打つべきことを主張してきた。厚い壁と思われたが、かつて法人税引き上げとデジタル課税を阻んでいたOECDが、国際連帯による法人税率最低限15%呼びかけに転じ、21年10月合意・23年実施となった。これを第一歩として健全な社会のためにさらに前進させねばならない。

④ 所得税

個人所得税は累進課税の緩和、金融取引所得・金利の分離課税など富裕層優遇が続けられ、所得額が一定以上になると税負担率が急減するという著しい不公平税制になっている。これらを是正しなければならない。

⑤ 住民税＝ふるさと納税

菅総務大臣時代に、批判的意見を述べた総務省幹部職員を更迭して強行創設した「ふるさと納税」は、その後返品競争に堕した側面と首長に対する納税拒否の側面を持つなど本来の寄付控除からは大きく変質している。廃止を見据えつつあり方を見直すべき。

⑥ 国際連帯税

コロナ禍のパンデミックは、対策をとる経済力を欠く途上国で深刻な被害をもたらしている。一方、国際金融取引で桁の違う利益を得る会社や個人がいる。途上国の貧困対策や公衆衛生対策を充実させる原資などとするため金融取引税を中心に国際連帯税の創設を求める。

2. 憲法改悪反対、戦争法の廃止をめざし、

平和と人権・環境を守ります

私たちは、平和と人権・環境を守るため、次のように活動します

(1) 平和

- ① 平和主義・主権在民・基本的人権を定めた憲法理念を守り、憲法第9条をはじめとする「憲法改悪」に反対する。戦争法（安保法制）・共謀罪法・特定秘密保護法廃止を求めるとともに日本の軍事費拡大に反対する。
- ② 学術研究と教育を国家主義の支配下に置く策動に反対する。その具体化である第一次安倍政権による教育基本法の改悪（06年）、菅政権による日本学術会議会員選別任命（21年）に反対し続ける。
- ③ 核兵器廃絶を求め、17年7月国連で可決された核兵器禁止条約を日本が速やかに批准することを求める。国際的緊張を口実にした日本の核兵器共有化論は戦争被爆国民として許さない。
- ④ 市民生活と環境を破壊している全国の米軍基地・自衛隊基地の撤去・縮小を求める。なかんずく沖縄の普天間基地撤去、辺野古新基地建設工事の中止、南西諸島における自衛隊新基地建設の中止を求める。オスプレイの日本配備・国内飛行に反対する。
- ⑤ 憲法理念に反する「防衛費」増額、自衛隊の装備拡大に反対する。
- ⑥ 世界各地の米軍基地に比べて日本国民の権利が極端に無視されている「日米地位協定」の抜本改定を求める。
- ⑦ 私たちはいかなる戦争にも反対する。ロシアのウクライナ侵攻、ミャンマーの軍事クーデター・少数民族抑圧などに対して、平和と人権が守られるよう発言・行動する。

(2) 基本的人権が尊重される社会

- ① 「心のバリアフリー」を推進し、多様な主体が互いに連携し、支え合う共生社会の実現をめざす。
- ② 家庭・職場・学校・ネット空間等社会のあらゆる場所から、人種・民族・国籍・性・障害・年齢・疾病・職業などへの差別意識に基づく多様なハラスメント、ヘイトスピーチ・ヘイトクライム、差別・中傷をなくす。
- ③ 特に、我が国の中心的な人権課題の一つである部落差別を再生・拡大しようとする動向を許さない。

(3) 女性の人権と、ジェンダー平等・多様性の尊重

- ① 憲法が保障する「個人の尊厳と両性の本質的平等」と「男女共同参画社会基本法」の理念を社会のすべての場面で実現する。
- ② 女性の社会的尊厳・人格を確立するため、「選択的夫婦別姓」を速やか

に法制化する。「配偶者暴力防止法」を整備・活用してDVを根絶する。

- ③ L G B T Qなどの性的少数者の人権が多数者の人権と全く等しく守られる社会をめざす。
- ④ 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」を実効あるものにするため、政党に自発的クオータ制の導入、両性交互の国会議員比例代表候補順位を呼びかける。
- ⑤ 退職者連合が掲げる「ジェンダー平等に関する政策制度要求」と、「退職者会組織運営における責任ある立場の女性比率を30%まで引き上げる目標」を共有して取り組む。

(4) エネルギー政策と気候災害

- ① 頻発する気候災害は気温上昇を防がない限り深刻化する。これを引き起こす化石燃料発電と、危険で人類がコントロールできない原子力発電とをやめ、再生可能な自然エネルギーによる電源に転換する。新たな原子力発電所は建設せず、既存の炉は再稼働せず計画的に廃炉とするため立憲民主党・社民党などが提出している「原発ゼロ基本法」の成立とその実施法の実現をめざす。
- ② 災害・事故・他からの攻撃に対して脆弱な大規模一極集中エネルギー生産システムを見直し、中小規模で地産地消型のネットワークシステムに転換する。消費者たる退職者会員に再生可能エネルギー購入への転換を呼び掛ける。
- ③ エネルギー政策の地方分権を進め、生産活動・消費活動を通じてエネルギー多消費型社会構造・生活構造を改め、省エネルギー・集約型消費に転換する。
- ④ 引き返せない領域に入りつつあると言われる温暖化防止のため、国際連帯に基づいて速やかに抜本的な気候変動対策を講ずる。
- ⑤ 海洋環境を壊し、生命を危険にさらす、漁民の合意のない福島原発汚染水の海洋投棄に反対する。

(5) 食の安全と安定、持続可能な農業

- ① 食料安全保障を確立するため、国内食料自給率を向上させ、地域農業を活性化させる。
- ② 種子法が18年に廃止され種苗法が20年に改定されたが、引き続き地域特性を踏まえた国内の研究開発が継続されること、生産者の自家増殖が大きな負担なしで維持されるよう取り組む。
- ③ 一部の海外農業企業が行っている「遺伝子組み換えで作った特許種子と、その作物に特化適合する農薬をセット販売にし、一旦購入した農家は将来にわたってその会社から購入した種子・作物しか栽培できなくなる」

商法に反対する。

(6) 取り組み

これらの課題について、現職労働組合・市民運動組織と連携して取り組む。中央では「フォーラム平和・人権・環境」、地域では平和運動団体との間で連携を進める。また、これまで運動を共有してきた「戦争をさせない1000人委員会」、「さようなら原発1000万人市民アクション」、「伊達判決を生かす会」などとの連携を強める。

憲法・平和・人権・環境の経過と情勢

(1) 改憲と国民投票法

日米政府は、講和条約締結以来一貫して「日米地位協定」と「日米防衛協力のための指針（ガイドライン）」を憲法より上位に置いて諸事を律してきた。安倍政権はさらに閣議による解釈変更という立憲主義を否定する手法をとったうえで2020年9月一連の戦争法（安保法制）を強行可決した。

その後自民党は改憲重点4項目（第9条で自衛隊、第73条・第64条で緊急事態条項、第47条・第92条で参議院合区解消、第26条・第89条で教育改革）を掲げ明文改憲を目指している。

2021年6月11日に成立した改正国民投票法は、CM・インターネットの広告規制、政党への外資企業の献金や最低投票率の問題など、国民投票の公正性を保障する議論が不十分であったことから、施行から3年を目途に法制上の措置を講じることが付則に明記された。テレビやラジオなどの広告放送は投票前の14日間を除いて規制がなく、際限なく資金投入可能な仕組みになっており、資金力が投票行動を大きく左右しかねない。

また、法の制定時には想定されていなかったインターネットの利用や広告の取り扱いも検討されるべき課題である。併せて、国会が発議する改憲案は国民投票の過半数の賛成で成立することとなっているが、投票率が低ければ少数の国民によって改憲が実現することとなる。最低投票率は広告規制と共に今後議論すべき重要な問題である。

岸田総理は憲法改正や安全保障などについてはこれまでの政策を継承する立場をとっており、基本的には「安倍・菅政権」の継承政権といえる。

憲法改正に前向きな政党・議員と与党の議席数を合わせると、憲法改正発議に必要な310議席を大きく超えており、今後改憲にむけた動きが加速することが危惧される。私たちは世界に誇るべき平和憲法を守り、立憲主義と国民の権利を否定する改憲に反対して「平和フォーラム」、関係団体や協力議員と連携し

て取り組みを強化する。

(2) 反動諸立法

思想・信条・表現の自由を定める憲法を否定する「特定秘密保護法」、国連人権理事会が表現の自由を不当に制約する惧れがあると指摘する「共謀罪」は司法取引・野放しの盗聴と相まって、日本を監視と密告、恣意的な警察の捜査と刑罰の社会へと変質させる危険性を持っている。また、大戦への反省を込めて制定された「教育基本法」を改悪したことが教育の統制・反動的教科書選定をもたらしつつある。「日の丸」「君が代」強制の条例化等は次世代教育をゆがめている。

(3) 急増する軍事費と「敵基地攻撃能力」に反対

自公政権下で、FMS調達（対外有償軍事援助）による武器の「爆買い」などにより「防衛費」が大きく膨らんでいる。

加えて政権はロシアのウクライナ侵攻批判に便乗して防衛費をGDPの1%以内にとどめるという過去の閣議決定を破棄して、5年後をめどに2%にまで増額する方向を打ち出した。我が国の借金（国債）は既にGDPの2倍以上になっており、軍事費倍増の財源は無い。政権が購入する武器の多くは集団的自衛権行使による敵地攻撃に対応しており、専守防衛の自衛隊の位置づけの下では不要なものである。自衛艦・潜水艦の増も、まして空母の建艦など必要がない。

自民党安全保障調査会は、相手領域内でミサイル発射を阻止する敵基地攻撃能力を「反撃能力」と改称して、保有する提案をまとめ政府へ提出した。敵が攻撃に着手したと認定すれば攻撃が可能と説明するが、発射前の段階で攻撃を加えることは、専守防衛を逸脱する先制攻撃そのものであり、強く撤回を求める。

社会保障と平和は表裏一体であり、軍事費と社会保障費は相反する。「防衛費」の増加と「敵基地攻撃能力の保有」に反対する。

(4) 国家主義と米追随・日米地位協定

安倍元首相や多くの自民党議員は、先の大戦を“自存自衛の戦争”と正当化している靖国神社に大挙して参拝するなど戦前型の偏狭な国家主義を振りかざしている。他方で同じ人物がアメリカ政府の求めには卑屈に追随するという国家主義に背反した行動をとってきた。高額なアメリカ兵器を大量に購入して米政権に媚び、防衛予算を肥大させる構造は断ち切らねばならない。

オスプレイは試作段階から事故が多発し、極めて危険なものであるにもかかわらず、事故原因解明・再発防止策を欠いたまま、日米一体で配備・超低空飛行を拡大して市民を危険にさらしている。また、沖縄の普天間飛行場では、沖縄県や宜野湾市等の排出中止要求を無視して発がん性のある有害な有機フッ素化合物（PFOS・PFOA）を含む汚染水を大量廃棄している。

また、岩国基地をはじめ、国内の米軍基地からの訓練飛行で住民に騒音被害や事故の不安が高まっている。

在日米軍とその下働きを務める自衛隊に、これ以上市民生活を侵害させないため、占領状態のままの日米地位協定を速やかに抜本改定する必要がある。

(5) 辺野古新基地建設反対

辺野古新基地建設は、1966年の米軍のマスタープランで計画されていたが、当時の米国の財政事情等で見送ったといわれる。施政権返還後は基地の建設・維持経費が日本政府負担となったため、米軍は老朽化した普天間に代えて辺野古に新基地を建設することを要求してきた。日米政府は卑劣にも1995年の少女暴行事件で沸き起こった県民の怒りを逆手に取ってこの計画を復活・推進しようとしている。

沖縄県民は、辺野古に新基地を建設する「日米合意」後も粘り強い闘いで着工を阻んできたが、自公政権は強引に埋立工事に着手し、あろうことか沖縄戦の犠牲者の遺骨が眠ったままの土地を掘り起こして海を埋めようとしている。

また、沖縄県と国が争った「埋立承認撤回の取り消し訴訟」及び「サンゴ移植許可取り消し訴訟」について、最高裁は行政の違法行為を監視すべき立場を放棄して、国の行政不服審査法による執行停止制度の乱用、地方自治法を逸脱した国の関与などの違法行為を追認する判決を出すなど、政権の手先に墮している。

しかし、沖縄県民は県民投票・諸選挙で強い反対の意思表示を繰り返し、行動を継続している。また、辺野古の海面下90メートルには対処不可能と言われる軟弱地盤があり、工事は政権の思惑通りには進んでいない。

私たちは辺野古新基地をはじめ、全国の米軍・自衛隊基地による市民生活・環境破壊を許さず、決してあきらめることなく沖縄県民と連帯して阻止運動を続ける。

(6) 平和

22年2月24日にロシア軍が隣国ウクライナに侵攻して各地で悲惨な市民被害が生じている。ミャンマーでは国軍によるクーデターのあと、国内民主派や少数民族が苛烈な弾圧を受けていると伝えられる。また、中国ではウイグル族に対する非人道的な取り扱いが報じられている。これら強権国家による民族弾圧や武力侵攻を止めさせるために広範な人々とともに人道支援を行うとともに声を上げ続ける。

(7) ジェンダー平等、多様性の尊重

日本におけるジェンダー平等、多様性の尊重を実現する運動は戦前の先駆者以来粘り強く続けられてきた。その間高揚期と停滞期を繰り返しながら少しずつ理解は深まり、力は増してきた。しかし、性・年齢を問わずジェンダー差別の固定化を主張する政治家や、言葉に出さないが意識の深い部分で差別が構造化されている市民は私たちを含めて少なくない。責任ある地位についている女性の比率など、平等参画の国際比較では日本は極めて遅れたところにとどまっており、飛躍

的前進を図ることが求められている。

また、厳しい差別にさらされている性的少数者（LGBTQ等）の権利が守られなければならない。

SNSを活用した<#>運動（TwitterやInstagram、Facebookなどで、投稿内のタグとして使われるハッシュマーク「#（半角のナンバー）」がついたキーワード）は当事者の主張・それへの連帯による新しい展開を生み出しつつあるし、森喜朗をはじめ著名人の差別発言を見過ごさない行動も増えつつある。提起された課題の一つ一つを、私たちの理解を深め運動化する機会にしたい。

退職者連合が踏み出したジェンダー平等・多様性尊重の政策制度要求運動は、法律・政策・制度、社会意識の変革など広範な課題に及んでいる。また、これと合わせて自らの立脚基盤である退職者会運動における女性会員増・役員比率の向上を提起している。私たちは退職者連合と連帯して運動前進を図る。

(8) ヘイトスピーチ・組織化されたハラスメント

世界各国で既成政党への失望から、「単純で力強い」言説や、国家主義・排外主義への支持が増えつつある。また、国会・自治体議会で、保守系政治家を中心に人権を傷つける暴言・野次が相次いでおり、これらの言動がヘイトスピーチをあおっている。あおる本人の資質がいかにも貧しくとも、公人の発言は関係者を深く傷つけ、国内外を汚染することを軽視してはならない。

また、企業や教育の場を含めて多様なハラスメントが横行している。新たに採択されたILOの「ハラスメント防止条約」に適合するよう日本の国内法を整備して批准するとともに、人権尊重の根本理念・法制度を再確立せねばならない。

日本における一連の反動化は散発的に自然発生しているのではなく宗教団体・自称ジャーナリスト・保守政治家らで作る「日本会議」を軸に、反動的教科書採択運動とあいまって組織的に展開されつつあることに留意・反撃する必要がある。

これらの人権侵害はコロナ禍による生活変容で発生・増幅されていることにも注意を払う必要がある。

大きな混乱が起きている時は排外主義者・差別主義者が行動を起こす機会でもある。コロナ禍は人の心を荒ませ、DV、児童虐待、外国人や性的少数者に対するヘイトスピーチ・ヘイトクライムなどが急増している。人権を尊重し合う社会をめざす。

(9) 人権

生命・身体の安全に関わることや不当な差別などの人権侵害が後を絶たない。とくに、いじめや児童虐待、インターネット上での誹謗中傷、個人の名誉やプライバシーの侵害、偏見や差別を助長する情報の発信、企業等における過労死や各種ハラスメント、不当な差別などの問題が発生している。

川崎市の出版社=示現舎が「表現の自由・学問の自由」を標榜して部落地名総

鑑の復刻版出版を企て、その出版禁止・ネット掲載禁止の仮処分を求める裁判が行われた。一審の東京地裁は“復刻版の出版・ネット掲載は人格権に対する侵害行為である”として仮処分及び賠償を認める判決をしたが、係争は続いている。確信犯的な示現舎の行動は部落差別の陰湿さと執拗さを象徴している。

新型コロナウイルス感染者や医療従事者、ハンセン病患者や元患者、その家族に対する偏見や差別、外国人や障害のある人に対する偏見や差別の問題とあわせて、社会全体で基本的人権を守る運動が求められている。

(10) エネルギー政策と気候災害

世界各地で頻発する深刻な暴風雨、干ばつ・山火事は化石燃料の燃焼で大気中に放出されたCO₂により気温が上昇した気候災害である。また、北極圏では永久凍土が溶けて、閉じ込められていたメタンガスが大気中に放たれつつあり、引き返せない段階に達したとまで言われる。一刻も早く化石燃料への依存を止めねばならない。

国のエネルギー政策は、無制限な需要に応える広域・集権的な供給構造を前提としている。これを転換し、地域自治によるエネルギー政策決定、適正な供給量に対応する需要コントロール、多様で分散型の供給システムとすべきである。あわせて再生可能な自然エネルギーの開発普及により、直ちに温室効果ガスの削減に着手すべきである。このために、国・企業・個人がそれぞれの持ち場で取り組む必要がある。

2016年4月から小口契約者も自由に購入電力を選択することが可能になり、それまで地域独占大手電力会社によって強制的に購入させられてきた電力を、市民が市場経済を通じて拒否できる力を持った。地域独占大手電力会社から再生可能エネルギー事業者への契約変更者はまだ必ずしも多くない。送配電を支配している大手電力による再生可能エネルギーへの妨害を無くし、電源構成（何によって作られた電力か）公表の義務化などを実現して買う電力を選ぶ運動を進めたい。

また、「責任投資原則（PRI）」（投資の際に、環境保護や社会的責任を果たす企業行動に着目して投資先決定の優先条件にする）は再生エネルギー重視の有効な手立ての一つとなる。GPIFの責任投資原則への署名も活用して各領域で推進が期待される。

(11) 原発

福島第一原発事故から11年が経過したが、いまだに土壌の除染や汚染水の処理、廃炉など課題が山積している。事故の収束に目途が立たない中、政府は原子力を「重要なベースロード電源」と位置づけ、原発再稼働・新增設方針に舵を切った。また、2047年までに高速増殖炉「もんじゅ」の廃炉を決定したものの、現在国内の原発の9基を再稼働（経済団体は30基程度の稼働を主張）させ、国内のみならず原発輸出政策も継続している。

2021年4月13日、政府は福島第一原発から排出されている放射性物質を含む100万トン以上の処理済み汚染水を福島県沖の太平洋に放出する計画を承認し、原子力規制委員会も2022年5月これを大筋で認め、2023春から投棄開始と報道されている。しかし東京電力の調査によると、汚染水を処理する設備「ALPS」に取り付けられているフィルター25カ所のうち24カ所の破損が判明した。、政府が「人体に影響がない」と処理水の安全性をいくら主張しても説得力はない。汚染水海洋投棄、休止中原発再稼働・原発新規建設に反対する。

熊本地震は川内、玄海、伊方のほか全ての原発にも重大な危険性があること、そこで事故が起きれば偏西風という日本の気象条件下では福島原発以上に広範な国土が放射性物質に汚染されることを改めて示した。原発では地震や津波・火山噴火などの自然災害のほか、テロも事故原因となりうる。また、施設の老朽化や整備不良等による小規模事故は多発しており、いつ大きな事故が発生してもおかしくない状況である。それでも政府は、原発依存政策を変えようとしていない。

廃棄物の処理は技術的にもコストからも極めて困難ということが世界の常識になりつつある中で、新エネルギー基本政策でも原発にしがみついているのは、核兵器を持つための基盤技術として位置付けているとしか思えない。

連合は福島原発事故後、慎重な検討のうえ原子力エネルギーに依存しない社会をめざす方針を決定した。私たちはこれを共有したうえで一步を進め、立憲民主党・社民党などが市民との対話から作り出して提出した①実用原子炉の計画的廃炉、②電気需要量の削減、③再生可能エネルギー電気供給増加をめざす「原発ゼロ基本法案」の成立と、その具体化を求める。

(12) 食の安全

日本の食料自給率はカロリーベース38%（2019年）で、2030年の法定目標とされている45%には遠く及ばない。災害・戦争・経済制裁などわずかなきっかけで輸入が止まれば、直ちに日本国民は飢える。地域農業の活性化で自給率を向上させることは市民の生存保障に不可欠である。

日本ではTPP交渉との関連で、18年に種子法廃止、20年に種苗法が改定された。新法の下でも地域に適合する種子の保存・改善を研究開発して日本農産物の多様な品種を維持することが保障されねばならない。また、生産者の自家増殖が種子販売者に対する過大な負担なしで維持される必要がある。自治体・国は農民と協力して地域農業を活性化させなければならない。

3. 民主的政府・市民が主人公の社会づくりをめざします

- (1) 2017年の第48回総選挙の結果、両院で自公維が改憲発議可能な3分の2議席を超え、極めて厳しい国会情勢になりました。2019年の参院選の結果、僅差で改憲勢力の議席を2/3割れにすることができましたが、危機は続きました。

安倍後継の菅政権は、真の理由は不明ですが13ヶ月足らずで政権を投げ出し21年10月4日に岸田政権が発足しました。岸田政権は就任10日後に衆議院を解散、10月31日投開票の第49回総選挙の結果、自民党単独で絶対安定多数である261議席を獲得、自民・公明・維新の合計は334議席で改憲発議に必要な3分の2を大きく超える結果となりました。これを受けて11月10日に第二次岸田内閣が発足しました。また、これに続く2022年7月の参議院議員選挙でも改憲勢力が議席をふやし、事態は一層緊迫しています。23年春の統一自治体選を重視するとともに、第27回参議院選挙に向けて早めに取り組みを開始すべく現職組織とともに全力で取り組みます。また、国政選挙においては、今後とも自公政権と対峙する政党の共闘を追求します。

- (2) 社会を覆う閉塞感は、ネット社会化とあいまってファシズムを呼び込む社会心理を生み出す危険性を持っています。市民が社会の仕組みを全体として理解する努力を払い、論議による合意形成を図ることで民主主義は成就します。市民が主人公として国会・政府任せにしない行動をとることによって健全な社会づくりが可能になります。私たちはあきらめることなく地域から粘り強く取り組みます。

- (3) 自治退は、自治労、自治労協力国会議員団との連携を軸に、立憲民主党・社民党などとの協力を強めます。

民主的政府・市民が主人公の社会づくりの経過と情勢

岸田政権は安倍晋三元首相が死去した6日後の7月14日、国民に一言も問うことなく、安倍氏の国葬を閣議決定し発表した。「憲政史上最長の8年8か月にわたり重責を担ったこと」「震災復興、日本経済の再生や日米関係を基軸とした外交など大きな実績をあげたこと」などをその理由に挙げた。所要経費は警備費を除けば約2億5000万円の支出と説明され、その後警備費を含めて16.6億円と追加説明されたが、最終的な経費は不明。

それに対し、「法的な根拠がない」「納得できる説明がない」など広範な批判が集まり、直前の世論調査でも「評価しない」「反対」が「評価する」「賛成」を大きく

上回ったが、9月27日強行され、日本の民主主義に汚点を残した。

安倍氏は在任中、集団的自衛権を容認する安保法制や共謀罪等を強行してきた。また、森友・加計学園問題、桜を見る会など政治の私物化や行政文書改竄問題について、多くの事実を隠蔽し、国会で虚偽答弁を重ねてきた。国葬実施はこれらを隠蔽して安倍氏を礼賛し、批判意見に対する圧力になる。正当な批判・自由な言論の保障は、民主主義の根幹である。不慮の死を遂げたとしても「失政」がチャラになるわけではない。

事件を機に明るみに出た旧統一教会との関わりについては、安倍氏がこれまでやってきたこと、政権や自民党と統一教会との関係検証が不可欠だ。統一協会（世界平和統一家庭連合）は靈感商法や寄付の強要、集団結婚式などで甚大な被害を出している反社会的カルト集団である。この集団と自民党が安倍氏を軸に深く広く結びついてきた事実が次々と明るみに出ている。関係した議員の多くは、旧統一教会を「反社会的団体とは知らなかった」「選挙で勝つため、詳しく知らずに協力してもらった」と釈明している。

今の自民党は、衆議院議長をはじめ、統一協会と関係する議員なしには国会、内閣、党を構成できない。このような自民党政権はNOだ。

4. 住み続けられるまちづくりのため、交通政策を推進します

- (1) 交通政策基本法の趣旨を踏まえ、高齢者や障害者、運転免許証返納者など交通制約者の生活維持のため、鉄道を含む地域公共交通・移動手段の体系的整備を求めます。
- (2) 地域の活性化や住み続けられるまちづくりのため、自治体の総合計画や都市計画に、住民ニーズを反映した交通政策との連携を求めます。私たちの提起を受け止めて退職者連合が展開する政府・自治体に対する要求運動について、自治退として積極的役割を果たします。
- (3) 交通政策基本計画の実効性確保のための取り組みを進めます。とくに交通専任者の基礎自治体への配置や育成地域公共交通会議（法定協議会）などの設置を求めます。

地域公共交通の現状と役割

- (1) 人口減少による少子高齢化、高齢者の運転免許証自主返納に伴う移動の確保方策、障害者の社会進出、ノーマライゼーション（平等に生活する社会の実現）の理念の浸透などから、地域公共交通が担う役割はより大きくなっている。

一方で、地域公共交通の担い手にも高齢化が深刻な影響を及ぼしており、女性を含む若年層の人員確保が喫緊の課題となっている。

こうした背景から、2020年には持続可能な地域公共交通の形成に向けて推進することを目的として交通に関する関係法律が改正された。

(2) 交通政策の根幹である「交通政策基本法」の改正は、交通に対する需要の多様化に対応しつつ地域社会の維持・発展をはかるため、輸送サービスを推進することや交通事業の人材確保とそれに必要な労働条件の改善等が盛り込まれた。また、「活性化再生法」の改正により、原則として全ての地方公共団体において地域公共交通計画を策定した上で、交通事業者をはじめとする地域の関係者と協議しながら公共交通の改善や移動手段の確保に取り組むための仕組みの拡充が進められている。

(3) 地域によって抱える課題は多種多様であり、地域ごとに公共交通の「必要性」や「あり方」は異なる。

持続可能な地域公共交通ネットワークを形成するためには、連担する複数の自治体など生活圏・経済圏で一体的に取り組む、街づくりとの連携、広域的な連携推進へと繋げることが必要である。

(4) 自治体は「生活支援」を根本において地域公共交通に関わっている。地域住民にとって交通機関は、買い物・通院・通勤・通学を始めとした地域内の移動手段であるとともに、交通制約者にとってはまさに移動のための必要不可欠な装置である。また、都市部と接続する交通ネットワークを構築することで、その街の賑わいづくりにも寄与する。医療、商業・教育施設等の生活に必要な施設は点在化し、高齢化の進行に伴い交通制約者は増大している。

このような地域社会の状況のもと、移動をささえる地域公共交通に対する自治体の役割は、一層重要なものとなっている。

(5) 災害が頻発・激甚化する中、「国土強靱化基本法」が改正された。災害発生時の交通機能の維持と代替性の確保、地域活力の向上が加えられ、交通政策基本法との連携をはかりながら施策を推進していくことが重要であるとしている。さらに、新型コロナウイルス感染症対策も盛り込まれ、コロナ禍の影響により輸送需要が減少した事業者において、雇用の維持が可能となるよう引き続き必要な施策を講じるとされた。

(6) 高齢化の進行により、高齢者の自立、社会参加が重要な課題となっている。地域公共交通を衰退させれば、心身の機能が低下した高齢者の移動を制約し、外出機会を減少させる。高齢者の自立を支援し、社会参加を促進するためには、地域公共交通の再生が不可欠である。また、外出機会の増加は、高齢者の健康増進につながるなど多様な観点からの取り組みが必要である。

運転免許証返納を決断する高齢者が増えつつあるが、地域によっては代わる移

動手段がないためやむなく運転を継続する例も多数存在する。第一義的に地域公共交通でカバーすべきだが、地域事情によっては他の方策を含めて移動を保障する施策が求められる。

- (7) 新型コロナウイルス感染症によって、在宅勤務・テレワークの導入促進、サテライトオフィスの普及など大学におけるオンライン講義の実施など、いわゆる新たな生活様式が広がり、交通乗客が大幅に減少し、各交通事業者は不採算化している。そのため、鉄道事業では新たな運賃の検討や鉄道駅バリアフリー料金制度を活用する動きが加速している。

各地の自治体は、交通事業者支援に乗り出すなど一定の理解は示しているものの、財源面の限界があり、臨時交付金メニューのさらなる展開、事業者の情報公開、自治体議会での議論など、各地での工夫が必要となっている。

5. 組織の拡充を図り、関係組織との連携を強めます

- (1) 自治退は連合の「1千万連合構想」、退職者連合の「長期100万、中期85万アクションプラン」を念頭に、現職労働組合との協力のもと「30万人自治退建設」を努力目標に設定し、組織拡大・強化に努めます。自治退会員数は残念ながら減少が続く現状にありますが、自治労との協力のもとこれを反転させて新会員獲得・新退職者会結成と自治退加盟により各級組織で組織の強化・拡大をめざします。
- (2) 自治退の組織と活動における男女共同参画を進めるため、行動プログラムを作って取り組みます。
- (3) 自治退財政確立のため、2016年の第45回定期総会で定期総会と地域学習会を隔年化するなどの「自治退財政赤字の改善策」が決定されました。その後の5年間改善策を実行した結果、一定の財政見通しが立ったと判断されたので、次の段階に向けて地域学習会の毎年開催復活などを柱とする「赤字解消策の到達点と今後の対処」を提起し、21年11月の第47回定期総会で最終確認されました。
- (4) 自治退の組織特性を前提にしつつ、会員の利益を守ることと、社会的役割を果たす二つの運動目的を達成するため運動を進めます。この立場から、退職者連合とともに「カジノ賭博合法化反対」「不招請勧誘・販売規制（いわゆる押し売り防止の法律表現）」に取り組みます。
- (5) 自治労・自治労共済との連携関係を強め、現退一致の運動を進めます。
- (6) 都市交退協と自治退の組織統合の意義を大切にして、各級組織で都市交連協との円滑な連携を強化し、総合力が高まるよう取り組みます。

- (7) 地域・全国それぞれに地公退・退職者連合と連携し、共闘の力が発揮できるよう取り組みます。この一環として可能な地域から退職者連合の地域協議会運動に参画します。また、単会・会員が市民自治活動・地域社会のまちづくり・まちおこし・地域福祉に積極的役割を果たすよう取り組みます。
- (8) 会員が培ってきた経験を生かして、自治労のコミュニティづくり運動・自治研活動と連携することをめざします。
- (9) 市民と行政の協働の場となる地域の市民自治組織づくりに、行政経験を持つ会員が役割を果たすことをめざします。当面可能な地域で自治会・町内会等で活動する会員の経験交流などに取り組みます。

6. 福利厚生活動を強めます

- (1) 会員の福利厚生とともに組織の財政基盤確立にも寄与する「安心総合共済」と、マイカー共済を軸とする「自治労共済」の事業を推進します。
減少が続いてきた安心総合共済は加入者がついに一万人を割り込みました。23年募集に向けて加入拡大に全力で取り組みます。
- (2) これを実現するため<別記1>自治退福利厚生事業の推進に基づき運動を進めます。
- (3) 年金受取口座の設定など、会員による労金の活用を進めます。
- (4) 可能なところから労働者福祉協議会（労福協）の地域・地区組織と連携して、職域を超えた地域連携活動により会員の居場所づくり、交流を深めることに取り組みます。

7. 具体的な取り組み

- (1) 社会保障・税制などの課題について、自治労・連合・地公退・退職者連合が実施する署名・ハガキ運動、対政府行動・国会要請行動などに積極的に参加します。また、退職者連合が取り組んでいる、政策制度要求・自治体要請行動を積極的に担い各地域で運動を展開します。
- (2) 自治退は社会保障制度・税制・平和問題などの運動推進に当たって、自治

労との連携を密にします。現職労働組合から参加の呼びかけがある運動には、積極的に協力します。また、自治労組織内国会議員、政策協力国会議員の皆さんには引き続き自治退顧問就任を要請・委嘱します。

- (3) 地公退を通じて参画している「フォーラム平和・人権・環境」をはじめ、目的を共にする団体と連携して自治退として可能な範囲で取り組みます。
- (4) 9月の地公退高齢者集会、全国高齢者集会に積極的に参加します。
- (5) 2023年の地域学習会の具体的計画は今後の諸動向を見極めながら協議します。
- (6) 自治退は2022年に結成50周年を迎えるので年史を発行します。
祝賀の集いは2023年に予定する第48回定期総会と合わせて開催します。

以 上

2022年度政策・制度要求

日本退職者連合

社会の安全と安心、一人ひとりの尊厳を基盤に、誰もが必要なときに必要な支援を受けることのできる社会、「人間の安全保障」が完備した社会を作るために、以下の政策・制度要求を掲げて運動を推進する。

1. 関係者の合意を重視した機能強化のための改革

社会保障の機能強化のために、関係者とりわけ被保険者・受給者の意見反映と合意を重視して改革を進めること。

2. 社会保障財源の確保

必要な社会保障給付を満たすに足る財源を確保するため、基幹三税を軸とする適切な税負担と能力に応じた社会保険料負担とすること。その実現のため、関係者と誠実に協議し、合意形成を図ること。

3. 雇用改善・子ども子育て支援

(1) 雇用の安定・拡大、公正労働条件の確保

- ① 社会保障の基盤である良質な雇用の安定・拡大をはかるとともに、公正労働条件を確保すること。
- ② 多様な雇用・就業形態を貫く均等待遇原則、長時間労働是正を実現するため、法令を整備し効果的に執行すること。
- ③ 偽装請負契約・ギグ労働、フリーランス等の「雇用類似の働き方」の実態を調査し、全ての就労者を保護する法制を整備すること。
- ④ 希望する高齢者が働きやすい就労環境を整えること。
- ⑤ 安心して働き続けられる労働者保護ルールを堅持・強化するため、過労死ゼロ、ブラック企業根絶のため、法令を整備し効果的に執行すること。
- ⑥ あらゆるハラスメントを根絶する法制を整備すること。
- ⑦ 喫緊の課題である就職氷河期世代の雇用問題を早期に解決すること。
- ⑧ 低所得高齢単身女性を生み出している主要な原因の一つである雇用における男女の不平等をなくすため、速やかに法的措置を講じ、体系的・計画的施策を進めること。

(2) 子育ての社会化・次世代育成支援策の充実

子育てを社会化するために、必要な財源を確保したうえで、経済給付、良質な保育・幼児教育など次世代育成支援策を充実すること。それを支える保育・教育の人材を育成・確保・適正配置

し、処遇を改善すること。

4. 年金保険制度の維持・改善

(1) マクロ経済スライド調整の在り方

マクロ経済スライド制度による年金額調整の在り方について、現受給者の年金を守るとともに将来の年金受給世代が貧困に陥らない年金額水準を確保できることを重視して、退職者連合と誠実に協議すること。

また、基礎年金はマクロ経済スライドの対象外とすること。

(2) 短時間労働者の被用者年金保険加入拡大

① 短時間労働者の被用者年金保険加入を速やかにかつ抜本的に拡大すること。企業規模要件は改正法の実施を繰り上げるとともに速やかに全面廃止すること。

② とりわけ、就職氷河期に遭遇しやむなく短時間労働に従事してきた団塊ジュニア世代の老後の貧困を防止するために、緊急に加入拡大対策を講ずること。

(3) 基礎年金保険料拠出期間延長

基礎年金保険料の拠出期間を現在の40年から45年に延長すること。

延長に伴い生じる基礎年金給付金増については、その1/2国庫負担を堅持してその必要財源を確保すること。

(4) 公的年金保険積立金の適正な管理・運用

① 公的年金保険積立金は、専ら被保険者の利益のために長期的視点で運用すること。

運用収益目標（スプレッド）を達成するためGPIFの経営委員会の機能を高めること。

② 責任投資の推進

株式運用投資では、CO2増加による異常気象災害を防止する視点からも「責任投資」の署名団体としてさらにこれを推進すること。

5. 地域包括ケアネットワークの確立

(1) 選択可能な統合された医療・介護ケアネットワークの確立

利用者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、切れ目のない医療・介護のネットワークを確立すること。地方自治体・事業者・市民の透明性を持った協議により合意形成を図り、地域包括ケアを推進すること。

(2) サービス提供体制の整備

街づくりと一体で、入院・通院、入所・通所、訪問の最適形態で、診療・看護・リハビリテーション・介護のサービスを提供する基盤を整備し、サービス提供者の連携を実現すること。

(3) 地域共生社会施策の推進・ケアラー支援

改正社会福祉法による「重層的支援体制整備事業」を具体的に推進し、アウトリーチ等を通じてヤングケアラーなど支援を必要としている者の早期発見・支援を進めること。

(4) 人材の育成・確保と処遇の改善

地域包括ケアネットワーク確立のために医療・介護・リハビリ・保育・幼児教育の人材を育成・確保・適正配置し、処遇を改善すること。そのための財政基盤を整備すること。全産業の平均を大きく下回るこれら職員の賃金を改善するため、「処遇改善加算」を増額するとともに、非正規・時給職員を含めて関連事業所で働くすべての労働者に改善が及ぶ仕組みとすること。また、対象職員の賃金ガイドラインを策定すること。

6. 医療制度

(1) 公的皆保険の堅持

公的皆保険を堅持し、「混合診療」を拡大しないこと。

(2) 応能負担

① 医療保険制度における応能負担は基本的に保険料算定段階のものとし、給付を受ける段階では低所得者に対する減免を前提に、自己負担割合に差を設けない制度とするよう検討を進めること。

② 現行医療保険制度の下で自己負担割合の判定根拠に金融資産を追加することが提起されているが、金融資産以外の資産保有者との不公平性、正確な資産把握実務の困難性など、本質・実務上多くの問題があるため、撤回すること。

(3) 医療提供体制の整備

将来予測を踏まえて、人材・資源の適正配置など医療提供体制を合理的に整備すること。医療計画に基づく病床機能の分化・連携の推進目的は、医療費削減ではなく、医療介護総合確保推進法が求める「質の高い医療提供体制」と医療・介護連携におくこと。

(4) 在宅医療基盤の整備・拡充

高齢者が地域・在宅で暮らし続けることを支える訪問診療・訪問看護などの医療基盤の整備・拡充をはかること。

(5) 新型コロナウイルス対策と公衆衛生

① コロナ禍に対処し、かつ今後の感染症に備えるため医療提供体制を整備するとともに、94年の地域保健法制定以降の公衆衛生行財政改革を再検証すること。

② 医療資源を見直し、直面する事態に対応できるよう体制を整備すること。

③ 94年の地域保健法制定以降の公衆衛生行財政改革の再検証結果に基づいて中長期展望をもった必要な充実をはかること。公衆衛生を担う人材育成・確保をはかるとともに、現在過酷な条件下で献身している医療機関とその労働者に対して適切な支援をすること。

④ 感染拡大を防ぐため、検査体制の充実や安全性を確認したワクチンの速やかな接種をはじめ、万全の対策を尽くすこと。

⑤ 感染症対策を進めるにあたっては強権によることなく、必要な支援を実施することによる市民の理解と協力を基本とすること。

⑥ 2年余りにわたる感染症対策の真摯な総括の上に立ち、対応策の体系的な整備に努めること。

(6) 生活の質、人生最終段階の尊厳の尊重

高齢期の医療においては患者が自身の尊厳をより保ち得る生活の実現を目的とした援助を重視すること。また、終末期医療においては本人の意思（リビング・ウィル）を尊重する延命措置回避の仕組み、在宅みとりを支える仕組みの整備を急ぐこと。

(7) 在宅医療基盤の整備・拡充

地域・在宅で暮らし続けることを支える訪問診療・訪問看護などの医療基盤の整備・拡充をはかること。

(8) 高齢者医療制度における医療費自己負担の在り方再検討

- ① 22年10月から新たに設定された“診療段階における「自己負担2割」”の対象について、今後改定しようとするときは受給者をはじめ関係者に対する十分な説明と合意を前提とすること。
- ② 高齢者医療自己負担割合の判定根拠に金融資産を追加することが提起されているが、金融資産以外の資産保有者との不公平性、正確な資産把握実務の困難性など、本質・実務上多くの問題があるため、撤回すること。

7. 介護保険制度

(1) 介護の社会化と被介護者・介護者の権利保障

- ① 介護保険制度を名実ともに介護の社会化を実現する制度とすること。

このため被介護者の権利保障とともに、家族介護支援事業を含め介護者に対する支援を体系的に整備すること。

- ② 被介護者の状況変化に円滑に対応できるように在宅介護基盤の質的・量的整備を図ること。介護者支援策としてレスパイト保障施策を重視すること。

(2) 被保険者の加入拡大

介護保険の被保険者を医療保険加入者全体に拡大すること。

(3) 介護保険制度の応能負担

- ① 基本的に介護保険制度における応能負担は保険料算定段階のものとし、給付段階では必要に応じた給付とすること。

- ② 介護保険の利用者負担

ア. 医療より長期にわたる介護保険利用の実態を踏まえ利用者負担割合は原則1割を維持すること。

イ. 所得を反映する利用者負担が存続する間の3・2割負担者の所得基準は、当事者の利用抑制を起こさない水準とすること。

サービス利用時の自己負担について、率・対象を変更しようとするときは、受給者が利用断念に陥ることの無いよう、関係者に対する十分な説明と合意を得ること。

自己負担割合の判定根拠に金融資産を追加することが提起されているが、金融資産以外の資産保有者との不公平性、正確な資産把握実務の困難性、など本質・実務上多くの問題があるため、撤回すること。

(4) 認知症対策基本法の制定と社会的損賠制度の創設

- ① 認知症対策基本法・施策推進大綱・新オレンジプランを整備・更新し認知症の効果的な予防対策をはじめとする諸施策を確実に実施すること。
- ② 認知症患者及び家族が安心して暮らせる地域社会をつくるために、認知症施策と介護事業（支援）計画とを一体的に作り上げること。
- ③ 認知症患者による交通事故等の発生を防止する社会的な施策を整えるとともに、国として事故発生時に家族に過剰な責任を負わせない損害賠償制度を整備すること。

(5) 在宅生活支援サービス基盤の整備・拡充

高齢者が地域・在宅で暮らし続けるために、在宅生活を支えるサービス基盤の整備・拡充をはかること。

- ① 医療・介護連携、他機関連携を促進する拠点として、地域包括支援センターの機能を強化し、運営費及び職員体制を充実すること。保険者ごとに基幹的役割を果たす地域包括支援センターの設置を促進すること。
- ② ケアマネジャーの育成・研修を充実し、適正に配置すること。
- ③ 在宅生活の限界を高める（看護）小規模多機能型居宅介護などの介護報酬を改善し、高齢者の必要に柔軟に対応できる居住系サービス施設の拡充をはかること。
- ④ 訪問介護における「身体介護」と「生活援助」は密接不可分の関係で在宅高齢者の生活を支えている。連携を強化するサービス体系とすること。

(6) 高齢者が安心して暮らせる居住の場の整備

- ① 特別養護老人ホームの整備・拡充をはかるとともに、個室・ユニット型居室の整備等の居住環境の改善をはかること。多床室の入居者負担を増額しないこと。
- ② 規制改革推進会議で検討中と伝えられる介護施設の職員配置基準、施設基準の切り下げは直ちに撤回すること。
- ③ 低所得・要介護（要援護）高齢者が安心して暮らせる居住の場の一つとして養護老人ホームの機能と職員配置基準を改善し、量的な整備・拡充をはかること。

(7) 国交付金の見直し

- ① 介護保険に関する国負担分の25%は全額を保険者に交付し、地域間調整に充てる調整交付金は別枠で財源措置すること。
- ② 保険者機能強化推進交付金を要介護認定や保険給付の意図的抑制に結び付けないこと。調整交付金とは別枠財源措置を堅持すること。

(8) 企画・運営への高齢者団体の参画推進

介護保険の制度検討や事業計画の策定とその執行にあたっては、被保険者の代表が参画し決定する体制を確立すること。

8. 貧困・低所得者対策

(1) 生活保護

- ① 生活保護基準は、憲法第25条に基づく健康で文化的な生活を保障するに足るものとし、全国消費実態調査を口実にして受給者の生活を直撃する再切り下げはしないこと。
 - ② コロナ禍の有無にかかわらず、適用申請に対して違法に制約を加えることの無いよう全ての実施機関に周知徹底を図ること。
 - ③ 自治体への財政負担転嫁が生じない十分な措置を講じたうえで、受給者の国保加入を検討すること。
- (2) 自立支援法の実効ある運用
- 生活困窮者自立支援法にもとづき、当事者の権利保障のため自治体と協力して、確実に実効ある事業を実施すること。
- (3) 低所得高齢単身女性要求実現
- 別途提出する低所得高齢単身女性に関する要求を実現すること。
- (4) 積雪・寒冷地で生活する低所得高齢者に対する除雪・暖房給付
- 積雪・寒冷地で生活する低所得高齢者に対し、除雪・暖房を保障する給付を設けること。

9. 温暖化防止・気候変動対策とエネルギー政策について

- (1) 温暖化防止・気候変動対策
- ① 引き返せない領域に入りつつあると言われる温暖化防止のため、国際連帯のもと速やかに抜本的な気候変動対策を実施すること。
 - ② 温暖化ガスの発生を抑制するために、再生可能エネルギーを軸とする電源開発・送配電システムの整備をはかること。また、産業・市民生活の全領域で省エネ化とCO₂排出削減を進めるため、技術開発を含めた支援施策・情報提供を実施すること。
- (2) 原発事故の早期完全処理と原子力エネルギーに依存しない社会の実現
- ① 汚染水対策を含め福島原発事故の早期収束を図り、事故原因の徹底検証と情報開示を進めること。
 - ② 原子力・化石燃料に代わるエネルギー源の確保、再生可能エネルギーの積極推進および省エネの推進を前提として、最終的には原子力エネルギーに依存しない社会をめざすこと。

10. 地域公共交通を軸とする移動保障の充実

交通政策基本法の趣旨を踏まえ、高齢者や障害者の生活に必要な移動手段確保を社会保障の一環に位置付け、鉄道を含む地域公共交通体系を充実・整備すること。

- (1) 国・自治体が一体となった取り組みを進めること
- 交通政策基本計画に基づき、実質的な移動権の保障のため実効性のある施策を確立し、国・自治体が一体となって積極的に取り組むこと。このため、交通従事者代表（労働組合）の意見を十分聴き、現場の実態に即した具体策を策定し、まちづくりと一体となった地域公共交通活性化・再生整備施策を推進すること。あわせてそのための所要の財源を確保すること。
- (2) バリアフリーへの取り組み

高齢者・障害者などの移動を円滑にするバリアフリー施策を加速すること。

(3) 交通事業者に対する安全対策の徹底

貸切りツアーバス等の重大事故により公共交通の重要な使命である安全・安心が揺らいでいる。交通事業者に対する監査体制や指導の強化など安全対策の徹底をはかるとともに、この間の交通分野の規制緩和が安全に与えた影響について検証すること。また、過労運転防止策の確立、法令違反に対する罰則規定の強化など、事故の根絶と安全輸送体制確立にむけた抜本的な方策を講ずること。

(4) 運転免許証返納者の移動手段確保

事故防止の観点から運転免許証を返納した者が、社会生活に困難をきたすことのないよう、代わるべき移動手段を整えること。

11. 社会保障関連審議会等への参画推進

当事者主権、社会保障制度の民主的運営のため、退職者連合の推薦する者を社会保障審議会等の委員に選任すること。

12. 社会保障としての住宅

(1) すまいの保障 — 住宅困窮者の社会的解消

厚生労働省・国土交通省など関係省庁が緊密に協力して、地域共生社会・地域包括ケアネットワークの軸になる安心して暮らせる居住の場を社会的に整備、充実すること。

- ① 新住宅セーフティネット法に基づく、「高齢者・障害者・子育て世帯などの住宅確保要配慮者向け賃貸住宅登録」の拡大、「バリアフリー化のためなどの登録住宅改修・入居者への経済的支援」、「要配慮者居住支援」について実施状況を分析の上、周知と事業充実をはかること。
- ② 公営住宅について需要調査にもとづき増設すること。

(2) “過剰住宅” “老朽時対策を欠く住宅” を生まない住宅政策

- ① 市場主導で進行している「人口動向と整合しない過剰な住宅建設」を生まない都市計画とすること。市民の納得を得ながら、農緑地の虫食いの開発、人口減少による空き家・空地の増加など都市のスポンジ化を是正してコンパクトシティ化をはかること。
- ② 住宅老朽化時の対策を念頭に置いた建築基準を整備するとともに、既存の高層住宅などの老朽化対策に関する相談・支援態勢を整備すること。

13. 税 制

(1) 個人所得税

- ① 所得税の所得再分配機能を強化すること。このため金融所得と勤労所得を一体のものとして総合課税にすること。総合課税が実現するまでの間金融所得の税率を引き上げること。
- ② 人的控除は所得控除から税額控除に転換すること。
年金課税について、年金生活者の生活保障を大前提に、社会化された扶養であるという年金

の社会的性格および応能負担原則を踏まえた一貫性ある税制とすること。

③ 請負名目のギグ労働について、給与所得に準ずる控除を検討すること。

(2) 法人税

① 国際協力により法人税引き下げ競争に終止符を打ち、企業が社会的責任を果たす税率とすること。

② デジタル化、国際化に伴い多発している租税回避を防止する税制を整備し、公正に課税すること。

③ 法人も東日本大震災復興に責任を持つため、復興特別法人税を復元すること。

(3) 消費税

① 将来世代に過大な負担を強要する財政運営を改め、社会保障の機能強化に要する安定財源として、不公平税制を是正した所得税・法人税との適切な分担のもと消費税率を改定すること。

② 消費税にかかわる低所得階層対策は、軽減税率を撤回し最低限の基礎的消費にかかる消費税負担分を給付する「消費税還付制度」または「給付付き税額控除」を導入すること。

(4) 国際連帯税

途上国の貧困・疾病・災害対策等に充てる国際連帯税として金融取引税（F T T）の導入について検討すること。

(5) 地方税

居住自治体納税の原則を崩す「ふるさと納税」は近い将来の廃止を目指しつつ当面、地域振興とは無縁な返品競争などの歪を正す税制とすること。

(6) タックス・ヘイブン

タックス・ヘイブンの内実を明らかにするとともに、国際協力のもと課税逃れを許さないルール作りを進めること。

14. ジェンダー平等

(1) 「第5次男女共同参画基本計画」の実施、社会制度・慣行の見直し

① ジェンダー平等実現に向け、男女共同参画基本法にもとづく「第5次男女共同参画基本計画」を地域で着実に実施し、社会制度・慣行の見直しを推進すること。

② 学校・社会教育をはじめとする諸事業にジェンダー平等の視点を反映すること。

③ 政策・方針など意思決定の場に女性の参画を拡大すること。特に防災・復興に関する方針決定、現場対応について早急に対応すること。

④ 家庭内の無償労働が女性に偏っているなど、性別役割分業やアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）を解消し、女性の就業を支援すること。

⑤ 女性の非正規雇用の割合が高いことが貧困の一因となっていることから、待遇改善と正規雇用化への対応をはかること。

(2) 女性の社会的尊厳の確立に向けた施策推進

① DVや暴力を含むハラスメントの解消をはかること。そのためにILO第190号条約批准を

進めること。

- ② 一人ひとりの尊厳が守られ、男女の性別に関係なく平等に遇されるよう「選択的夫婦別姓」を早期実現すること。
- (3) 「女性差別撤廃条約選択議定書」の早期批准
女性の人権とジェンダー平等を確保するため、「女性差別撤廃条約選択議定書」の早期批准を実現すること。
- (4) ILO111号条約の早期批准
国内法を整備し、ILO111号条約（雇用および職業についての差別待遇の禁止）の早期批准をはかること。

15. 「食」の安心・安全・安定、持続可能な農業と支える地域の活性化

- ① 安心・安全で安定的な食料を確保（食料安全保障の確立）するため国内の食料自給率の向上と生産基盤である地域農業の活性化をはかること。
- ② 国際的自由化が進展する中で、輸出入農畜産物の安全基準の明確化と国民に対する透明性を確保すること。
- ③ 種子法の廃止および改正種苗法の施行にあたっては、地域の特性を踏まえた国内の研究開発を引き続き維持するとともに、生産者の自家増殖（作付けする種子を自らが採取し利用すること）の維持および負担の軽減（自家増殖を一定制限することにより、購入するケースが増え負担増が懸念されるため）をはかること。

16. デジタル改革関連六法制定とデジタル庁設置

内容が未熟なまま拙速に成立したデジタル化一括法は、強権支配につながる個人情報保護の形骸化、地方自治否定など多くの危険性を含んでいるうえ、高齢者等の利活用基盤が欠如している。DXに関する先進諸国の例を参考に再度見直すこと。

17. 不招請勧誘・販売に対する規制強化について

高齢者や初期認知症患者などに、特に被害をもたらしている不招請勧誘・販売に対する法的規制を強化すること。そのため、特定商取引法に「事前拒否者への勧誘禁止」を明記すること。

18. 「悪質クレーム」について

流通やサービス産業、公共サービスなどの分野で頻発している従事者の人権を侵す悪質クレームの実態を把握し、防止するための制度・施策を整備すること。

以 上

<別添 1 - 2 >

低所得高齢単身女性問題に関する政策・制度要求

日本退職者連合

1. 高齢女性の貧困の原因である雇用における賃金・待遇の不平等や役割分業意識の解消をはかること。
2. 低年金者等の生活支援のため、年金生活者支援給付金の確実な支給を行うこと。
3. 平時にも健康で文化的な生活が送れるよう、生活保護制度を理念どおりに機能させること。
4. 「男性稼ぎ主」モデルを前提とした第3号被保険者制度や、遺族厚生年金を社会状況の変化に合わせて見直しをはかること。
5. 住宅や病院・福祉施設への入居・入院の際「身元保証人」を求める制度や慣行を見直すこと。
 - (1) 公営住宅等の「身元保証人」の廃止に向けて各自治体の条例改正を進めること。
 - (2) 「身元保証人」確保が難しい人への排除が起きないように施策を講じること。
 - (3) 「身元保証等高齢者サービス事業」に関わる悪質業者による消費者被害を防止すること。
 - (4) 安心して身元保証等高齢者サポートサービスを受けられるよう情報提供をすること。
6. コロナ禍で更に深刻化した高齢女性の貧困の解消に取り組むこと。
7. 高齢女性に対する投票環境の整備に取り組むこと。

以 上

2022年 月 日

総務大臣 あて

地公退会長 名

日ごろ地方自治の前進のためご尽力されていることに敬意を表します。

さて、地公退は7月27日に第53回総会を開き下記の要求を決定しました。この要求の実現に向けご努力くださいますようお願いいたします。

記

1. 憲法第25条の生存権理念を基礎に社会保障諸制度及び地域福祉施策を確立すること。
2. 年金について
 - (1) 年金制度と財政を安定させるため、雇用の安定・質の向上、賃金改善、次世代育成支援充実を図ること。
 - (2) マクロ経済スライド制度による年金額調整の在り方について、現受給者の年金を守るとともに将来の年金受給世代が貧困に陥らない年金額水準を確保できることを重視して、現受給者をはじめ関係者と誠実に協議すること。
 - (3) 基礎年金保険料の拠出期間を現在の40年から45年に延長すること。延長に伴い生じる基礎年金給付金増については、その1/2国庫負担を堅持して必要財源を確保すること。
 - (4) 地方公務員共済長期積立金は運用収益目標を達成するために適正に運用すること。株式運用投資では国連が提唱する「責任投資原則（PRI）」の趣旨に沿った運用を拡充すること。
 - (5) 被用者年金一元化に伴う追加費用削減について、沖縄の共済年金受給者は政令によりそれ以外の地域より追加費用期間が長く削減幅が大きい。沖縄の実情に即して何らかの是正策をとること。
3. 地域包括ケアネットワーク基盤整備について
街づくりと一体で、入院・通院、入所・通所、訪問の最適形態により、利用者本位の診療・看護・リハビリテーション・介護のサービスを提供する地域包括ケアネットワークを実現すること。
その基盤となる特別養護老人ホーム、認知症高齢者施策、高齢者住宅、小規模多機能型居宅介護施設などについて、進行中の第8期介護保険事業（支援）計画、2024年度から始まる第9期計画と整合性をもって、今後の需要増に対応する計画的整備のため、適切な財政措置を講ずること。
4. 生活保護・生活困窮者自立について
生活保護基準を切り下げて受給者の権利を抑制することは、市民生活・地方自治体の諸施策に大きな悪影響を及ぼす。関係省庁と調整して速やかに復元すること。

生活困窮者自立支援法について、当事者の権利保障のため地方自治体と協力して、確実な事業実施を図ること。

5. 地方税について

居住自治体納税の原則を崩している「ふるさと納税」は近い将来の廃止を目指しつつ、当面地域振興とは無縁な返戻品競争などの歪を正す税制とすること。

6. 住宅政策について

- (1) 住宅困窮者を解消するため、需要調査に基づき公営住宅を増設すること。
- (2) 人口動向と整合しない過剰な住宅建設、農緑地の虫食いの開発、老朽時対策を欠く住宅、を生じない都市計画を策定すること。

7. ジェンダー平等について

社会全体でジェンダー平等が実現するよう尽力すること。とりわけ地方公務員の職場環境を整備すること。

8. デジタル化について

内容が未熟なまま拙速に成立したデジタル化一括法は、高齢者等の利活用基盤が欠如している一方、強権支配につながる個人情報保護の形骸化、地方自治否定など多くの問題を含んでいるので再度見直すこと。

9. 原子力・化石燃料発電の見直しについて

地方自治体と協力して、気候変動をもたらしている化石燃料発電および事故時に広範かつ深刻な被害を及ぼす原子力発電の双方に依存しないエネルギー政策に転換すること。新たな原子力発電所は建設しないこと。休止した原子炉は原則的に再稼働せず、計画的に廃炉とすること。

10. カジノ賭博合法化法の廃止について

賭博を公認・推進することを内容とする「特定複合観光施設区域の整備に関する法律」および「特定観光施設区域整備法」は賭博による市民生活の破壊、反社会的勢力による施設内外の支配をもたらすので、地方自治体に対して慎重な対応を助言すること。

以 上

自治退福利厚生事業の推進（案）

1. 共済・保険事業

自治退は会員の福利厚生のために ①全労済自治労共済の退職後利用の推進、②東京海上日動火災保険㈱と提携した「安心総合共済」、東京海上日動あんしん生命保険㈱と提携した「自治退医療保険」「自治退がん保険」の共済・保険事業に取り組んでいます。

2. 全労済自治労共済運動の推進

(1) 退職後に継続利用できる全労済自治労共済事業には、「長期共済・退職後共済（年金、医療、遺族の各給付）」「マイカー共済」「住まいる共済」があり、退職者会と連携して取り組まれています。かつてこれらは在職時（退職時までの）加入が退職後継続の条件になっており、退職後の新規加入はできませんでしたが、退職者会の要望を受け止めて、「マイカー共済」、「住まいる共済」については退職後の新規加入が可能になりました。ただ、マイカー共済について契約者死亡時に家族が共済の継続ができないという課題が残されていますので、出来るだけ早期に解決できるよう自治労共済と協議します。

また、「最長85歳まで継続加入できる“自治労・退職者団体生命共済”（在職時に団生に加入していたことが加入要件）」が2022年6月からスタートしました。会員の福利に役立つものになるよう自治労共済と協力して取り組みます。

(2) 各単会は、全労済自治労共済の各支部と協力し、会員への「マイカー共済」「住まいる共済」の制度周知と新規加入を図り、他保険・他共済に加入している会員にはこの制度への切り替えを働きかけ、共済加入と退職者会加入を一体的に促進します。

(3) 全労済自治労共済の退職者会に関する諸事業については、その利用方法、運営、制度などについて、自治労共済との連絡・協議を密にします。

3. 「安心総合共済」の推進

(1) 会員の福利厚生の向上に役立っている「安心総合共済」「自治退医療保険」「自治退がん保険」の周知・加入拡大に努めます。これらの共済・保険商品は、東京海上日動火災保険㈱と東京海上日動あんしん生命保険㈱を引受保険会社とし、㈱自治労サービスを代理店として扱っています。

(2) 「安心総合共済」の特徴

- 「安心総合共済」は、①ケガ（病気は対象外）、②日常生活における法律上の賠償事故、③外出中の携行品損害を総合して補償する保険商品です。また、安心総合共済加入者全員に対する無料の付帯サービスとして、フリーダイヤルによる医療相談「メディカルアシスト」を提供しているほか、別途追加掛金によるオプションとして、①ホールインワン・アルバイトロス費用、

②がん補償（満89歳まで補償・要健康告知）を設けています。

- 安心総合共済は、退職者会員であることが加入要件で、①年齢制限がない、②夫婦型では配偶者も加入できる、③医師の診査・健康状態の告知不要、④1年契約で、通年の契約申し込みは1月初め締め切りだが、その年の10月20日（8月14日消印最終締め切り）まで中途加入（月割り保険料）が可能、⑤傷害天災補償コースもある（地震・噴火・これらによる津波が原因のケガを補償）、などの特徴があります。また、ケガの補償に加えて、損害賠償事故（同居の親族の賠償事故を含む）、携行品事故が組み合わされていることは、「安心総合共済」の大きな特徴です。
- 東京海上日動火災保険㈱と自治退共済会の団体契約による共済事業であるため、補償内容、掛金、事務処理方法などを共同で検討することができます。2021年募集時に向けては、この強みを生かして制度安定のための制度改正を実現しました。

(3) 財政面で組織に大きな寄与をしています

共済事業収入は本部一般会計全体の4分の1強を占め、各単会には、加入件数や加入率により「組織宣伝助成金」「郵送費補助」「広告宣伝費補助」などの助成金が交付され単会活動を支える財源となっています。

なお、単会助成金については収入総額と助成総額とのバランス、助成基準の適正化を考慮して引き続き見直します。

(4) 「安心総合共済」加入状況

加入契約者数は、数年にわたって新規加入者を上回る解約が続き、有利な団体割引率適用基準の1万人を下回る事態が続いています。

(5) 加入拡大のために

加入者の減少傾向を食い止め拡大に転換させるために、次のような活動を進めます。

- ① <加入ゼロ単会を無くすため、まず三役の加入をめざす> 安心総合共済について、各県本部は、加入ゼロの単会をなくし、単会ごとの加入目標の設定とその実現のための学習交流会や宣伝活動を強めます。これにより、各級役員全員の加入をめざします。
- ② <会員数の10%以上> 各単会は役員会で「共済事業が自治退の組織強化活動のひとつの柱である」ことを共通認識にし、会員数の最低10%以上の加入をめざす拡大目標を設定しその実現のための宣伝活動を強めます。
- ③ <新規退職予定者への呼びかけ> 新規退職予定者に対し、説明会や郵送など退職者会への入会案内をする際に、退職者会共済事業についても説明し、入会とあわせて「安心総合共済」へも同時に加入するよう呼びかけます。3月31日の定年退職日にはその年度における契約の開始時期3月20日が過ぎているため、月割掛金による「中途加入制度」の活用を勧めます。
- ④ <遺族会員制度> 各単会は遺族会員制度を設けておき、安心総合共済に加入することを希望する遺族に制度利用案内を勧めます。このことを通じて夫婦型に加入していた方の利用継続を保障します。（モデル規約例参照）
- ⑤ <パンフ・機関紙などの活用> 新たに作成した「安心総合共済」のチラシを可能な限り多

くの会員に届けることを基本にして、パンフレット「今度退職されるあなたに」、リーフレット「退職者会で豊かな人生を!」、新聞「じちろう — 退職者会版・新年号」、自治退ニュースの紙面などの活用や、県本部・単会の新聞やニュースなどで「安心総合共済」の会員への周知徹底を図ります。

- ⑥ <加入推進活動のための集まり> 拡大活動推進のために県本部代表者会議や地域学習会で学習・意思統一を図るとともに、「安心総合共済」の内容・拡大の意義の徹底や活動の交流を図ります。

また、退職者会の各種会議、集まり、イベントの機会を捉えて共済事業の説明会、チラシなどの説明資料を活用した制度学習の機会を増やすよう取り組みます。

必要に応じて「福利厚生集会」を開催し制度・実務・加入促進等の意思統一を図ります。

コロナ禍により集まりが持ちにくい状況が続いていますが、知恵を出し合って可能な取り組みを進めます。

4. 「自治退医療保険」「自治退がん保険」

「自治退医療保険」「自治退がん保険」については、07年秋から東京海上日動あんしん生命保険㈱で通信販売の仕組みを活用し始め、加入上限年齢も75歳までとなり、一定数の加入者がいます。

「自治退医療保険」「自治退がん保険」は安心総合共済と異なり自治退専用制度ではなく、健康状態の告知など一定の手続きが必要ですが、ケガを対象とする「安心総合共済」と組み合わせることで総合的補償が可能になります。このことを説明しながら加入を促進します。

[遺族会員に関するモデル規約（例）]

第_____条

本会は会員が死亡したのち、希望する遺族を会員とすることができる。

遺族会員の権利は会員と同等とし、会費については、※_____とする。

※会員同額、会員半額、（会費免除）など、それぞれの単会の判断で設定する